



山形県公報

平成21年12月15日（火）
第2102号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 救急病院等の告示……………（健康福祉企画課）…1309
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉課）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…1310
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（管 理 課）… 同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1311
- 同……………（ 同 ）… 同
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1312

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（総合防災課）… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…1313
- 平成22年度採用山形県立高等学校船員選考試験の実施……………（教育委員会）…1315

## 告 示

### 山形県告示第1059号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称             | 所 在 地              | 認 定 期 間                      |
|-----------------|--------------------|------------------------------|
| 公 立 置 賜 総 合 病 院 | 東置賜郡川西町大字西大塚2000番地 | 平成22年1月19日から<br>平成25年1月18日まで |

### 山形県告示第1060号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日    |
|-------------------|---------------------|--------------|
| いからし内科クリニック       | 東置賜郡高島町大字福沢南11番4号   | 平成21. 11. 12 |

**山形県告示第1061号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日     |
|------------------|------------------|------------------|-----------|
| 長生園指定訪問介護事業所     | 介護予防訪問介護         | 寒河江市柴橋2246番地の1   | 平成21.11.1 |
| 長生園指定通所介護事業所     | 介護予防通所介護         | 寒河江市柴橋2246番地の1   | 同         |
| 長生園指定短期入所生活介護事業所 | 介護予防短期入所生活介護     | 寒河江市柴橋2246番地の1   | 同         |
| デイサービス「のどか」      | 通所介護             | 飽海郡遊佐町庄泉字大谷地467番 | 同 11.26   |
| 三丁目ゆめデイサービス      | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 米沢市大町三丁目5番6号     | 同 12.1    |

**山形県告示第1062号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名      | 地区名  | 工事完了年月日    |
|----------|------|------------|
| ため池等整備事業 | 大沢地区 | 平成21年1月30日 |

**山形県告示第1063号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市黄金地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成21年10月14日から平成22年3月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（公共下水道計画図作成）

**山形県告示第1064号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                   | 延 長                     |
|------------------|---|------|-------------------------|-------------------------|
| 鶴岡市下川字七窪78番181から |   | 旧    | 7.6 <small>メートル</small> | 122 <small>メートル</small> |
| 同 78番96まで        |   |      | 7.0                     |                         |
| 同                | 上 | 新    | 8.0 <small>メートル</small> | 同 上                     |
|                  |   |      | 7.0                     |                         |

## 山形県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 北境曙線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                     |
|-------------------|---|------|--------------------------|-------------------------|
| 酒田市漆曾根字四合田527番1から |   | 旧    | 17.8 <small>メートル</small> | 320 <small>メートル</small> |
| 同 字楯ノ前39番1まで      |   |      | 6.8                      |                         |
| 同                 | 上 | 新    | 20.0 <small>メートル</small> | 同 上                     |
|                   |   |      | 11.0                     |                         |

## 山形県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 菅里直世下野沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                     |
|---------------------|---|------|--------------------------|-------------------------|
| 飽海郡遊佐町当山字森ノ下134番1から |   | 旧    | 22.0 <small>メートル</small> | 429 <small>メートル</small> |
| 同 北目字中瀬1番2まで        |   |      | 10.5                     |                         |
| 同                   | 上 | 新    | 25.0 <small>メートル</small> | 同 上                     |
|                     |   |      | 10.5                     |                         |

## 山形県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市下川字七窪78番181から  
同 78番96まで
- 3 供用開始の期日 平成21年12月15日

**山形県告示第1068号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年12月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 北境曙線
- 2 供用開始の区間 酒田市漆曾根字四合田527番1から  
同 字楯ノ前39番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年12月22日

---

**公 告**

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県気象情報サブシステム再整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁災害対策室（3階）
  - (2) 日時 平成22年1月25日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県気象情報サブシステム再整備業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成22年3月31日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(4)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(5)から(9)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。
  - (5) 共同企業体のすべての構成員が(1)及び(3)の要件を満たしていること。
  - (6) 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(4)の要件を満たしていること。
  - (7) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - (8) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (9) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部危機管理室総合防災課防災担当  
電話番号 023(630)2255
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県総務部危機管理室総合防災課防災担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成21年12月22日（火）午後4時までに提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: The Yamagata Prefectural Government's Weather Information Sub-system Re-development business 1 set
- (2) Time limit for tender: 10:00A.M. January 25, 2010
- (3) Contact point for the notice: General Disaster Management and Fire Prevention Division, Crisis Management Office, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2255

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年12月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要          |                                    |                                    |
|---------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|               |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アパ<br>ート | 新庄市金沢1612<br>-3 | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,400<br>円             | 15,400<br>円                        | 17,700<br>円                        | 19,900<br>円                        | 25,200<br>円 | 28,500<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 若葉東アパ<br>ート | 同 1496<br>-1    | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 15,000<br>円             | 17,300<br>円                        | 19,800<br>円                        | 22,400<br>円                        | 29,300<br>円 | 33,200<br>円                        |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年12月16日（水）から同月22日（火）まで（ただし、郵送の場合は平成21年12月22日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成22年2月（初旬）

平成22年度採用山形県立高等学校船員選考試験を次のとおり実施する。

平成21年12月15日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 山 口 常 夫

## 1 選考を行う校種・職・職務内容・受験資格・採用見込数

| 校種   | 職               | 職務内容                      | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 採用見込数 |
|------|-----------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 高等学校 | 一等航海士<br>(技術職員) | ・上司の命を受けて海事に関する担任業務を担当する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者</li> <li>・三級海技士（航海）以上の免許を有する者又は平成22年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者</li> </ul>                                                                                                                                                                                    | 1名    |
|      | 通信局長<br>(技術職員)  | ・上司の命を受けて海事に関する通信業務を担当する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者</li> <li>・次に掲げるイ～ハのいずれかの免許取得者かつ船舶局無線従事者証明の取得者（平成22年3月31日までに取得見込みの者を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 第一級総合無線通信士以上かつ一級海技士（通信）</li> <li>ロ 第二級総合無線通信士以上かつ二級海技士（電子通信）以上</li> <li>ハ 第二級総合無線通信士以上かつ二級海技士（通信）以上かつ第二級海上無線通信士以上</li> </ul> </li> </ul> | 1名    |

## 2 出願手続

### (1) 志願書等の用紙の交付

平成21年12月15日（火）から教育庁教職員室（県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として封筒の表に「船員選考試験実施要項請求」と朱書し、郵便番号及びあて先を明記し、140円切手をはった角型2号封筒（33cm×24cm）を同封して簡易書留で申し込むこと。

### (2) 提出書類

イ 志願書

ロ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

ハ 採用志願者健康診断票（厳封親展）

医療機関において採用志願者健康診断票の全項目について健康診断を行ったものを、試験当日に持参すること。

ニ 封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

### (3) 志願書等の受付期間及び提出先

イ 受付期間 平成21年12月21日（月）から同28日（月）まで

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

（ただし、郵送による出願は簡易書留で、平成21年12月28日（月）まで必着とする。）

ハ 提出先 山形県教育庁総務課教職員室（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

## 3 選考の方法

### (1) 期日 平成22年1月5日（火）

場所 山形県庁1601会議室（16階）

### (2) 試験日程及び内容

集合時刻 午前9時30分

| 日 程                      | 試 験 種 目          | 内 容                                      |
|--------------------------|------------------|------------------------------------------|
| 午前9時45分から<br>午前10時45分まで  | 筆記試験<br>(一般教養試験) | 一般常識（高等学校卒業程度）についての筆記試験                  |
| 午前11時00分から<br>午前11時50分まで | 筆記試験<br>(作文)     | 文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力についての記述式による筆記試験 |
| 午後1時から                   | 面接試験             | 口述による個人面接                                |

## 4 選考試験結果の発表等

- (1) 選考試験の結果は、平成22年2月上旬に本人あてに通知する。
- (2) 採用は、平成22年4月1日以降とする。
- (3) 選考試験の可否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

## 5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

| 開 示 内 容   | 開 示 期 間     | 開 示 場 所       |
|-----------|-------------|---------------|
| 総 合 ラ ン ク | 合格発表の日から1か月 | 山形県教育庁総務課教職員室 |

## 6 給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給される。初任給は各人の学歴、その他の経歴によって多少異なるが、おおむね次のようになる。（平成22年1月1日現在）

| 試 験 職 種              | 学 歴         | 初 任 給    |
|----------------------|-------------|----------|
| 一 等 航 海 士<br>通 信 局 長 | 高 等 学 校 卒 業 | 162,900円 |
|                      | 短 期 大 学 卒 業 | 186,600円 |
|                      | 大 学 卒 業     | 216,200円 |

## 7 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（Tel 023-630-2863）に問い合わせること。

平成21年12月15日印刷  
平成21年12月15日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056